

議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日
改正 令和元年5月17日
改正 令和2年12月17日
改正 令和3年3月8日
改正 令和5年5月2日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長のほか、次の基準により会派から選出された議員(以下「委員」という。)をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人以内 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人以内 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人以内 |

2 委員の任期は、議員の任期とする。

3 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。